

●香川県告示第387号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項及び香川県身体障害者社会参加支援施設条例（平成18年香川県条例第6号）第3条第2項の規定に基づき、平成27年12月15日指定管理者を次のとおり指定した。

平成27年12月22日

香川県知事 浜 田 恵 造

公の施設の名称	指定管理者の名称及び主たる事務所の所在地	指定の期間
香川県視覚障害者福祉センター	公益財団法人香川県視覚障害者福祉協会 高松市番町1丁目10番35号	平成28年4月1日から 平成33年3月31日まで
香川県聴覚障害者福祉センター	公益社団法人香川県聴覚障害者協会 高松市太田上町405番地1	平成28年4月1日から 平成33年3月31日まで